

平成24年2月22日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

平成24年3月14日（水）午後1時開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

第2 発議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

平成24年 3 月14日（水）午後 1 時00分 開議

○議長（早野公一郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（早野公一郎君） ここで報告します。

去る 2 日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に田辺正和君を、副委員長に初谷智津枝君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（早野公一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（早野公一郎君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 田辺正和君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 田辺正和君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（田辺正和君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る２日の本会議において付託されました議案第４号「平成24年度茂原市一般会計予算」について、６日及び７日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の経済見通しによりますと、平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導することから、先行きのリスクとして欧州政府債務危機の深刻化を背景とした海外経済のさらなる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内産業空洞化の加速、電力供給の制約等が挙げられるものの、景気は緩やかに回復し、その結果、国内総生産の実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%程度と、実質、名目ともプラスに転じると見込まれております。

こうした状況の中、国は平成24年度予算を「日本再生元年予算」と位置づけ、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の５つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むとし、あわせて既存予算の不断の見直しを行うとしております。こうした方針に基づいて算定された一般会計の予算規模は、90兆3339億円とされております。

一方、地方財政については、震災対応に万全を期すほか、前年度に引き続き、地方の財源不足の状況を踏まえた加算を１兆500億円行うこととされています。この結果、地方自治体に交付される地方交付税の総額は５年連続で増加し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額を適切に確保するなど、引き続き地方に最大限配慮するとしております。

さて、本市の財政状況を見ますと、歳入については、固定資産税について評価替えや大手法人の影響による大幅な減少に加え、他の税目についても総じて減少が見込まれ、一方、歳出については、小中学校の耐震補強事業、圏央道開通に向けた受け皿づくり、生活保護費や障害者自立支援給付費等の社会保障関連経費の増加、老朽化する公共施設の改修、計画的な都市基盤の整備などの財政需要に対応する必要があり、非常に厳しい状況が予測されます。

このことから、平成24年度予算編成にあたっては、前年度に引き続き枠配分方式を採用し、各部局の自主性のもと、施策・事業の選択と集中により、配分の効率化に努めたところであり、第４次３か年実施計画及び財政健全化計画との整合性を図ることを基本とし、歳入では、滞納処分の強化や未利用土地の売り払いなど積極的な財源確保を目指し、歳出においては、経常経費の徹底した検証を行い、より一層の節減に努めたとしております。

その結果、平成24年度予算は、歳入歳出の総額を257億5000万円とし、対前年度12億800万円、4.5%の減となっております。

本委員会では、24年度予算が非常に厳しい財政状況の中、財政健全化計画を踏まえ編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「今後の道筋としての新年度予算の位置づけは」との質疑に対し、「大企業の撤退等に伴う雇用の確保に最大限配慮するとともに、内需型産業の誘致に向け対策を講じていく。財政状況が厳しい中ではあるが、将来へ向けた安全・安心な市民生活の取り組みとして、学校等公共施設の耐震化を進めていく。また、圏央道開通に向けた交通体系の整備など波及効果を考えた受け皿づくりにも取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「市政運営にあたり、最重要課題は」との質疑に対し、「市政運営において財政的リスクの最大要因である土地開発公社の債務負担行為の縮減と土地開発公社の解散へ向けた方向性を探っていくとともに、不測の事態に備え、財政調整基金の積み増しを図っていく」との答弁がありました。

次に、「末永く住んでもらうための魅力あるまちづくりへ向けた展望は」との質疑に対し、「市民生活の安全・安心の観点から、夜間二次待機病院の空白日の解消を図ってきたが、今後は、本地域の重要な基幹病院として公立長生病院の体制強化を図りながら、民間病院との連携も含め、医療体制の充実を図っていく。また、高齢者福祉の問題では、独居高齢者の見守り事業など自治会等地域が一体となった施策の充実努めていく。観光事業では、ひめはるの里や茂原七夕まつりなどを核として、地域の観光資源を連携させた中で、圏央道の開通を契機とし、情報を発信していく」との答弁がありました。

次に、「地域防災に対する考え方は」との質疑に対し、「地域防災においては、災害対策コーディネーターの増員を図るとともに、市民に災害に対する意識づけを図っていく」との答弁がありました。

次に、「駅前通り地区土地地区画整理事業及び中心市街地活性化事業の今後の見通しは」との質疑に対し、「両事業とも多額の費用を要する事業であり、地権者との協議、国との調整等が必要となってくる」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成24年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員7名のうち、賛成するもの6人、反対するもの1人で、賛成多数により原案のとおり可決することと決定した次第

であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 本予算には、国、県の補助事業を活用した各種政策への取り組みや圏央道、にいはる工業団地など本市の発展に不可欠な事業も盛り込まれている。将来に明るい希望が持てるよう事業執行にあたられたい。
 1. 先行き不透明な厳しい経済情勢の中、予算執行にあたっては事業の必要性を十分精査し歳出の抑制に努めるとともに、収納率の向上など自主財源の確保に努力されたい。
 1. 限られた財源の中、学校の耐震化、債務償還への取り組み、財政調整基金の積み増しなど選択と集中により評価できる予算編成がなされているが、生活道路の整備、老朽化した公共施設への対応など市民生活に配慮した市政運営をされたい。
 1. 全体的に市民生活や地域経済・産業振興に対する予算が乏しい。市民の暮らしと健康を守るための予算執行を優先されたい。
 1. 市民力を引き出すということを念頭に置き、地域力の向上に努められたい。
 1. 安全・安心のまちづくりを実現するため、公共施設の耐震化や防災・防犯対策に取り組むとともに、税負担の公平性の観点からも徴収率の向上を図り、効率的な事務執行に努められたい。また、本市の財政運営上、公社債務の償還が大きな負担となっているため、早期に国、県との協議を進め、第三セクター等改革推進債の活用により市民負担の軽減を図られたい。
- とのことであります。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「本市では、自治体業務の民営化や子育て教育現場における職員の非正規化による住民サービスの低下、道路・排水など身近な環境整備や子育て支援など市民要求の実現が遅れている。そのような中、学校施設の耐震化、高齢者の見守り、特別支援教育の充実に向けた努力など評価できる面はあるものの、農業を含めた産業育成に対する予算の不足、住宅リフォーム助成事業など地域循環型経済支援の施策も乏しく、内需拡大策が見えてこない。住民福祉の増進よりも債務の軽減と基金の積み増しが優先されており、市民本位とは言い難く、本予算案には反対する」との意見がありました。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 集会所については、地域防災の拠点となる施設であるため、耐震化に対する補助を検討されたい。

1. 今後の公共交通の方策として、デマンドバスについても調査・研究されたい。
1. 生活保護世帯の増加に伴い、過重労働とならないよう適正な職員配置に努められたい。
1. 総合市民センターは、二次避難所に指定され、災害時において復興ボランティアの活動拠点となる重要な施設であることから、耐震化を図られたい。
1. 子ども医療費の助成事業については、対象年齢の拡充を図るとともに、所得制限を撤廃するよう県に対し要望されたい。
1. 農業振興事業は、担い手の育成や地域営農組合の育成など重要課題が多いため、予算配分について配慮されたい。
1. 農道舗装については、舗装率等を十分精査した中で、施行箇所を選定されたい。
1. セタ祭りについては、市民参加型イベントへの転換を図るとともに、地元企業を活用した施策を検討されたい。
1. 市営住宅の提供は自治体の責務であるため、市民の要望に応えるべく中長期的な課題と認識し、充実を図られたい。
1. 排水整備の要望箇所については、早期改善に向け取り組まれたい。
1. 高齢化橋梁が数多く存在することから、大規模地震発生時に重大な損傷が発生することのないよう長寿命化修繕計画の策定に向け取り組まれたい。
1. 学校給食は自治体が持続的に責任を持つべきものとするが、プロポーザル方式による業者選定により、業務の不安定化が懸念される。コスト削減だけでなく教育的配慮をされたい。
1. 不登校については、本人や保護者にとって切実な問題であるので、学校全体で取り組み、個々に応じたきめ細かな対応をされたい。
1. 市民マラソンなど、健康増進やスポーツ振興につながる方策について検討されたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○総務委員会委員長（鈴木敏文君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る2日の本会議において付託されました議案7件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成23年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

す。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5227万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億3845万円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「中小企業資金融資事業において茂原市中小企業資金融資制度に基づく損失補償金の内容は」との質疑に対し、「業種は建設業1社によるもので、代位弁済額は1590万円であり、その12%相当の損失補償額190万8000円である」との答弁がありました。

次に、「消防費負担金の内容は」との質疑に対し、「事業主体は、長生郡市広域市町村圏組合であり、国の3次補正予算を活用し、消防団にトランシーバーを整備するものである。災害時における消防団員との通信確保を目的としたもので、長生郡市全体で328台、茂原市分として3支団11分団37部、1部につき各3台、本部に1台、計112台を整備するもので、事業費としては3分の1の補助金を受けて行われるものである」との答弁がありました。

次に、「歳入に繰越金4億1782万5000円あり、歳出の財政調整基金積立金に4億円積み立てられるが、平成23年度の繰越見込みはどのくらいになるのか」との質疑に対し、「パナソニックが今年度の企業誘致奨励金を辞退したことも含め、7億円程度を見込んでいる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号は全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第13号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、「この一括法により地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務づけ・枠づけを見直すことが、良い意味では市の実情に応じて自主的に変えていくことができるが、その反面、このような財政状況の中で、行政サービスの後退が危惧されるので、この条例制定はいかがなものか」との意見がありました。

また、「国が地方自治体を縛っていた義務づけ・枠づけが緩和され、事務事業の権限が移譲されることにより、今後、地方の実情により決められることは、地方自治体の責任も増すが、自主性も増すことになる。このことは、二元代表制の中で行政と地方議会が自立し地方分権改

革が進んでいくことになるので賛成である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第15号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市の財政状況を考慮して、平成24年度につきましても市長及び副市長の給料額の削減をすべく、所要の改正をしようとするものです。市長の給料月額については、条例本則90万円であるものを10%引き下げて81万円に、副市長の給料月額については、条例本則77万5000円であるものを同じく10%引き下げて69万7500円にそれぞれ改正しようとするもので、採決の結果、議案第15号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案も、市の財政状況を考慮して、平成24年度につきましても教育長の給料額の削減をすべく、給料月額については、条例本則70万円であるものを10%引き下げて63万円に改正しようとするもので、採決の結果、議案第16号は全員異議なく原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第17号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財政健全化の一環として、一般職職員の給料月額について削減するとともに、給与構造改革に伴う経過措置額について、千葉県職員に準じた改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申し上げます。

「一般職の職員に支給する給料について、6級から9級まで管理職職員の1%削減における影響額と対象人数は」との質疑に対し、「削減の影響額は1474万円であり、対象者は140人の予定である」との答弁がありました。

委員からは、「一般職員は、給料においては毎年人事院勧告でも下げられており、今国会でも国家公務員の給料も大幅に下げられることになり、今後地方の自治体職員にも影響が出てくることが懸念される。職員は、それなりの給料を保障されるべきであり反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施するための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布・施行されたことに伴い、茂原市税条例等の一部を改正しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「たばこ税が改正されるが、茂原市のたばこ税の見込み額は」との質疑に対し、「昨年度10月にたばこが値上がりし、喫煙者の減少により、たばこ税も減少するのではと見られていたが、今年1月までのたばこの売り上げは、平成21年度比10%減の状況であり、平成23年度の見込み額は7億2000万円ほどになる。今後は三、四%の自然減により平成24年度は7億円程度を見込んでいる」との答弁がありました。

さらに、「歳入のたばこ税は6億円程度見込まれているが、増額になるのか」との質疑に対し、「たばこの価格に占める税の割合が高くなっているので、結果的に増額になる」との答弁がありました。

次に、「法人税実効税率の引き下げに伴い、地方での税が減になるため、そのための手立てとしてたばこ税を引き上げたのか」との質疑に対し、「法人の実効税率の引き下げに伴い、地方での税収が減になる見込みがあり、その補てんとして、現に入っていた税を振り向けるということである」との答弁がありました。

委員からは「市税条例の改正についてはさまざまな背景があるとしても、住民にとっては増税となる。この時期、所得が減っている中で、増税はすべきではないとの意見で反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号は賛成者多数により原案のとおり可決することと決定しました。

次に、議案第25号「千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、組織団体である「銚子市」及び「松戸市」から、平成24年4月1日より共同処理する事務の追加依頼があったことから、組合同規約中、「共同処理する事務に係る共同団体に関する規定」を改正することにより、関係地方公共団体と協議しようとするものであり、採決の結果、議案第25号は全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件について、2日、本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第10号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億5545万8000円とし、介護保険事業に要する費用に充てようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「次期介護保険計画の中で、地域包括支援センターを日常生活圏ごとに4カ所設置する計画であるが、今回、新規事業として地域包括支援センター1カ所分の委託事業費が計上されているが、今後の予定は」との質疑に対し、「包括支援センターは、現在、1カ所が市役所内に設置されている。平成24年度は新たに1カ所を委託するものであるが、4月以降、委託業者をプロポーザルにて公募し、年度後半には委託したいと考えている。残りの2カ所については、委託の状況を見ながら平成26年に委託する予定である」との答弁がありました。

次に、「認知症高齢者見守り事業の具体的内容は」との質疑に対して、「平成20年度より認知症の理解者を増やすため、認知症サポーター養成講座を実施してきたが、その受講者が1490人いることから、この方々に見守り隊として登録していただき、それぞれの地域で支援の中心的役割を担っていただきたいと考えている。また、ステッカーの配布などにより認知症の方を地域で見守るという意識の啓蒙を図っていく」との答弁がありました。

次に、「介護給付費の一般会計繰入金が年々増加しているが、負担割合は決まっているのか」との質疑に対し、「市の負担割合については総給付額の12.5%と決まっており、給付額の増加に伴い市の負担額も増えていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第19号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「本市における重度心身障害者の人数並びに医療費助成を受けている方は何名か」との質疑に対し、「重度心身障害者は2179人であり、受給されている方は平成22年度で1211人、平成23年1月末までの実績では1184人である」との答弁があり、採決の結果、議案第19号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第20号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「児童遊園の定期的な見回りを行っているのか」との質疑に対し、「年に一、二回担当職員2名で各児童遊園を回って遊具等の点検を行っている」との答弁がありました。

次に、「本年度、維持管理費がどのくらいかかっているのか、また、少子高齢化により、児童遊園で遊ぶ子供たちが減っている中、児童遊園の今後についてどう考えているのか」との質疑に対し、「本年度は、七渡、早野新田等で補修を行い、補修費としては35万6650円である。また、児童遊園の今後については、利用実態を把握するとともに、地元との協議を踏まえ考えていきたい」との答弁がありました。

また、「今後の児童遊園のあり方については、地元の意見を聞きながら、子供たちが喜んで遊べるような遊具の導入も含め検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第20号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「第5期の介護保険料の設定にあたり準備基金の取り崩しを行うなど努力された経緯が見られるが、これにより準備基金の残高はどれぐらいになる見込みか」との質疑に対し、「介護保険の準備基金については第4期の基金残高を3億1900万円程度と見込んでおり、第5期では2億2200万円を投入しようと考えていることから、基金残高は9700万円程度と見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「準備基金の残高が9700万円余とのことだが、第5期の介護保険給付費が推計を上回り不足する事態となった場合、どう対応するのか」との質疑に対し、「次期計画は、過去の給付実績、各サービスの必要量等を考慮し推計している。給付費の予算に対する執行率は98%前後で推移していることから、推計の範囲以内におさまるものと考えているが、推計との誤差が3%程度であれば準備基金で対応し、万一これを超える状況となった場合は、県の安定化基金

にて対応したいと考えている」との答弁がありました。

次に、「保険料の特別徴収と普通徴収はどのような人が対象で、何人いるのか」との質疑に対し、「保険料の徴収は、年金から天引きする特別徴収と納付書によりおさめていただく普通徴収があるが、年金を年間18万円以上受給されている人が年金天引きの対象となる。平成22年度は特別徴収が2万54人、普通徴収が3087人で、合計2万3141人である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の、審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件について、2日、本会議終了後、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第3号「平成23年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算に2700万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ13億2753万円にするものであります。

審査の過程において、「遠心脱水機の修繕工事期間は1台のみの稼働となるが、処理能力として問題はないか」との質疑に対し、「冬場における発生汚泥量は比較的少なく、現在のところ1台の稼働により処理可能な状況である。工事期間については汚泥量が増加する夏場に間に合うよう発注業者と調整していきたい」との答弁があり、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成24年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

平成24年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億4647万円で、前年度と比較し429万8000円、率にして3.3%の減であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「各地の下水処理施設で発生する汚泥から放射性物質が検出され、処理について問題

となっているが、本市の状況は」との質疑に対し、「下水汚泥については昨年５月、セメント業者の一時受け入れ停止に伴い、６月及び７月については県内の最終処分場への埋め立て処分を行った。その後、受け入れ基準が５００ベクレルまで緩和されたことにより、８月からセメント化処理を再開した。現在、放射性物質は不検出の状況となっているため、継続してセメント化処理を行っている」との答弁がありました。

次に、「下水道接続件数が増加している一方、使用料収入が減少している理由は」との質疑に対し、「平成２３年度実績に基づき予算計上しており、景気の低迷による工場排水量や世帯構成人数の減により、下水道使用料が横ばい傾向で推移する中、原発事故の影響による使用水量の落ち込みが大きな要因の一つと考えられる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第６号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第７号「平成２４年度茂原市特別会計宅地開発事業費予算」について申し上げます。

本案は、西部地区開発事業用地の適切な維持管理をするため、事業費として１５０万９０００円を計上するものであり、採決の結果、議案第７号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第９号「平成２４年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

平成２４年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ１億３９７２万３０００円で、前年度と比較し２１９５万２０００円、率にして１４．０％の減であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「土地の借上げ料は」との質疑に対し、「平成２３年度における土地賃貸借契約は月額平米あたり２４３６円で、２年ごとに契約更改することになっており、平成２４年度については地権者と交渉中である」との答弁がありました。

次に、「大規模修繕の工事施工期間における安全確保と壁面使用の対応は」との質疑に対し、「工事期間中においても通常通り利用可能とし、駐車場利用者及び歩行者に対する安全対策に十分配慮しながら整備を進めていきたい。また、壁面を使用している電光掲示板『ビジョン茂原』についても運営上支障が生じないよう対応を図っていきたい」との答弁がありました。

また、委員より「駐車場使用料の増収を図るため、周辺民間駐車場の料金水準を考慮した料金改定について検討されたい」との意見があり、採決の結果、議案第９号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第１４号「茂原市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げ

ます。

本案は、水防法の改正に伴い、所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、圏央道建設及び五井本納線バイパス建設に伴い、付け替えが必要となった路線及び宅地分譲により市に帰属された道路などを市民生活及び一般交通の利便を図るため新たに認定するものであり、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、圏央道建設及び五井本納線バイパス建設によりつくられた認定替えに伴う路線を廃止しようとするものであり、採決の結果、議案第23号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案5件、陳情1件について、2日、本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第2号「平成23年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8239万4000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2696万9000円としようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「今回の補正により1億円を基金に積み立てた場合、財政調整基金の総額は幾らとなるか。また、適正な基金積立額をどの程度と考えているか」との質疑に対し、「積立後の基金総額は1億5115万3000円となる。適正な基金積立額については、県の指導によると保険給付費の3か月相当額とされており、これを本市に当てはめ算出すると15億円となる」との答弁がありました。

また、「公立長生病院への診療施設繰出金の内容は」との質疑に対し、「診療施設繰出金は、県の調整交付金を活用し国保の関連病院に対し支給するもので、支給対象施設となる公立長生病院に対し、本市が長生郡の7市町村を代表し繰り出すものであり、ここ数年、3月補正にて対応している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億2326万5000円とするもので、対前年度比8343万2000円、0.82%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「歳入において国庫支出金が減額され、当該減額分を県支出金で補うよう措置することであるが、間違いないか」との質疑に対し、「療養給付費等負担金については、国庫負担を2%減ずるとの方針が示されたため、これに基づき予算計上している。なお、国庫負担の減額分については、都道府県の調整交付金で手当させるという国の方針が示されているが、現時点において、平成24年度千葉県予算の内容が不確定であるため、本市の当初予算には反映させていない」との答弁がありました。

次に、「保健指導委託料が前年度と比較し増額となった理由は」との質疑に対し、「特定健康診査を受診し保健指導が必要と判断された方のうち、45%、550名に対する保健指導の実施を見込んだものである」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者支援金が前年度と比較して増額となった要因は」との質疑に対し、「75歳以上の医療費総額の上昇により現役世代の負担金が増加したことによるものである」との答弁がありました。

また、委員より「国において制度的な改善がなされていないことから、加入者負担の軽減が図られず、滞納問題等についても解決していない。市としても、国に対し国庫負担の引き上げを強く要望すべきである」との意見がありました。

また、「医療費抑制の観点からも予防が重要である。特定健康診査の受診率向上に向け、さらなるPRに努められたい」との意見、また、「新規事業であるコンビニ収納についてPRに努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は賛成者多数により原案どおり可決する

ことと決定いたしました。

次に、議案第8号「平成24年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6768万4000円とするもので、対前年度比2133万4000円、6.2%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「借り換え債を利用できる基準は」との質疑に対し、「平成4年5月31日以前に貸し付けられ、年利5%以上の地方債が対象となっている」との答弁がありました。

次に、「新規接続について、どの程度の余裕があるか。また、普及率向上に向けた対策は」との質疑に対し、「計画に対し35%程度の余裕があり、未接続者への戸別訪問を実施するなど、普及率の向上に努めている」との答弁がありました。

次に、「起債残高の総額は」との質疑に対し、「平成23年度末現在の起債残高は、元金で29億2920万1000円である」との答弁がありました。

次に、「前年度と比較して使用料が増加した理由は。また、本市の使用料の水準をどのように認識しているのか」との質疑に対し、「使用料の増加は、新規加入を見込んだものである。また、本市の使用料は近隣市町村と同水準である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4416万2000円とするもので、対前年度比5501万5000円、7%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「前期高齢者医療と後期高齢者医療の相違点は」との質疑に対し、「後期高齢者医療は75歳以上の医療費を各都道府県に設置された広域連合で運営する制度となっており、医療給付費の5割を公費で、4割を現役世代の加入する医療保険で負担し、残りの1割を75歳以上の被保険者の保険料で負担している。一方、前期高齢者医療は65歳から74歳までの医療給付費をすべての医療保険で応分負担している」との答弁がありました。

また、委員より「年齢で医療制度を差別すべきでない」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は賛成者多数により原案どおり可決する

ことと決定いたしました。

次に、議案第12号「茂原市暴力団排除条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「茂原市内の暴力団の実態は」との質疑に対し、「平成22年末現在の千葉県の暴力団勢力は約2500名と把握されているが、茂原市内の暴力団員数の実数は警察から公表されていない」との答弁がありました。

次に、「条例の施行にあたり、市民に対する周知方法は」との質疑に対し、「市のホームページへの掲載、自治会の回覧、ポスター掲示等により周知を図るとともに、警察との連携を図りながら啓発に努める」との答弁がありました。

次に、「祭礼等における露店商の扱いは」との質疑に対し、「露店商に対する出店許可にあたっては、主催者が暴力団員または暴力団関係者ではない旨を明記した誓約書の提出を求めることとなる」との答弁がありました。

また、委員より「本条例の施行にあたっては推進体制の整備が重要であり、市民からの相談に対しては、市の窓口はもとより、警察との連携を図りながら十分な対応がなされるよう強く要望する」との意見。

さらに、「情報管理については万全を期すとともに、市民の安全確保に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「現状においてＩＬＯ看護職員条約に準じた勤務体制とした場合、問題はないか」との質疑に対し、「公立長生病院の体制を例に挙げると、現状の入院患者では看護師に不足が生じ運営できない」との答弁、また、「医師、看護師等を増やす対策として、どのような取り組みがなされているか」との質疑に対し、「千葉県において、修学資金の貸し付けや養成施設への支援等を行っている」との答弁がありました。

また、委員より「医療現場の過酷な実態を踏まえ、国際基準に沿った労働環境を切実に願う本陳情に賛同する」との意見がありました。

また、「医師、看護師の不足については十分認識しているが、ＩＬＯ看護職員条約に準じた勤務体制は、他の職種の勤務体制とあまりにもかけ離れている。現状の中で、種々工夫をしな

がら問題解決を図る努力も必要である」との意見。

さらに、「看護師を養成する施設があっても、定員割れの状況も見受けられる。陳情項目にある労働条件を求める前段として、看護師を増やす施策を講じるべきある」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（早野公一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時00分 休憩

☆

☆

午後2時11分 開議

○議長（早野公一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第4号「平成24年度茂原市一般会計予算」、議案第5号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第10号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第11号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第13号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、議案第17号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、議案第18号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」などに反対し、また、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

それでは、議案第4号「平成24年度茂原市一般会計予算」について述べます。

未曾有の大震災からの復興、原発事故からの一日も早い収束を目指し、被災地関係者の方々の懸命の努力が今なお続けられております。野田政権は、それらの動きへの大きな逆流となるTPP事前協議への参加や、税と社会保障の一体改革としての庶民増税の法制化などを画策しています。財界本位の政治姿勢がますます強まり、階層間、地域間の貧困と格差の拡大が恒常化し、特に地域経済の破壊は被災地の現状を見るまでもなく深刻であり、我が国は政治的な、または経済的な閉塞状態に陥っております。

このような中、茂原市の財政は、評価替えや大企業の影響による固定資産税の大幅な減少に対し、その他の税収も好転が見込めないなど、依然厳しい状態が続いております。

これらを受けて、本市の予算編成の方針では、財政健全化のもと、歳入の積極的な確保に努める、最小経費で最大の効果を上げるとして事業の見直し、徹底的な経費節減が押し進められています。これらの方針は、歳入増を図るとして税の取り立ては一層厳しく行い、大企業の優遇策、国、県言いなりの開発を最優先に行われ、一方、福祉の充実や庶民の懐を温めるといった政策は後回しにといった予算編成となってあらわれております。

具体的には、歳入面では、国保税の差し押えの徴税強化策があり、さらに強化していく方針というのであれば、福祉の増進が本旨であるはずの自治体の節目からの逸脱であります。歳出面では、経常経費の徹底した検証でより一層の節減に取り組むとして、徹底した各方面での予算の圧縮がなされています。この方針のもとで、大企業誘致とセットのインターチェンジ設置など、大型道路の開発に伴う道路整備、新しい工業団地開発準備に向けた施策の予算も、今後の県の計画の見通しが不透明にもかかわらず、いち早く計上されています。しかし、全国でも、県内でも、パナソニックの早期撤退による地域経済破壊やかずさアカデミアパークの事業の行き詰まりを見るまでもなく、進出、撤退を短期に繰り返すグローバル企業の誘致や、そのための工業団地開発の破綻は明らかです。これに対し、市内業者に仕事を回して地域経済を活性化させる施策は、わずかな利子補給と融資制度です。近隣市町村で取り組まれて経済効果を上げている住宅リフォーム助成制度や小規模事業者登録制度はいまだに実現されていません。また、農業支援の独自策も少ないなど、地域循環型経済支援の政策は極めて乏しく、内需拡大政策が見えてきません。市民の懐を温めてこそ市の税収も上がるというものです。

さらに、一般職員の給与削減や臨時職員化による経費節減、特に福祉・教育分野など、住民生活に身近な部分での非正規化は自治体の責任を放棄するものであり、住民サービスの低下、安全・安心確保の面からも重大な問題であると言わざるを得ません。

一方では、学校校舎の耐震化、高齢者見守り事業、特別支援教育充実への努力、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業の継続、消費者生活相談窓口の充実など、住民要求にこたえるための事業の予算化もあり評価される面もあります。しかし、全体としては行政サービスの後退など、自治体本来の責務である住民福祉の増進よりも不要不急の開発事業推進を掲げ、開発優先、大企業優先、さらに債務負担の返済と基金の積み立てが優先されています。いまこそ住民本位の予算へと転換されるべきであります。

以上を求めまして、本予算に反対するものであります。

次に、議案第5号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

所得に対して高すぎる保険税、払いきれないために生じる滞納問題、さらに資格証明書の発行という保険証取り上げなど、国保事業の問題は深刻です。また、高い保険税が生活を圧迫し受診抑制も起きています。民主医療機関連合の昨年の調査では、全国で67人の受診抑制による死亡事例が報告されています。これは氷山の一角で、推計すれば全国で5500人にもなるとも言われています。茂原市の国保税は高く、千葉県下でもトップクラスです。1世帯あたりの国保税の平均や1人あたりの負担が重い一方で、加入世帯の平均年収などは全国平均よりも低い状態です。それが滞納増加へとつながり、茂原市では国保税の滞納差し押さえが増加しています。徴税の強化ではなく、現に困っている生活困窮者をどう救うかが自治体の仕事ではないでしょうか。

こうした国保税の負担軽減策として、一般会計からの法定外繰り入れが行われ、千葉県内でも多くの自治体で実施され、繰り入れを行わない自治体は茂原市を含め極めて少数派です。厳しい国保財政の改善は、減額し続けた国庫負担を以前の50%に復元させ、社会保障として国の責任を果たさせることにあります。日本共産党は、この間、住民負担の軽減には一般会計からの繰り入れなど、あらゆる手段を講じるよう主張してまいりました。行政はこうした点にこそ努力を惜しまず対策を講ずるべきであります。予算編成には反映されておりません。よって、本案には反対の意を表するものであります。

次に、議案第10号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は関連しますので、一括して述べます。

平成24年度から第5期介護保険事業が開始されます。この間、介護サービスの総量は増えてきましたが、自公政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス切り捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返された結果、利用料1割負担の重さに必要なサービスを受けられない、要介護軽度者から介護の取り上げ、全国で42万人を超える待機者、さらに病床削減方針で療養病床

を追い出され、行き場を失う介護難民の増加、度重なる介護報酬引き下げは介護現場の労働条件を劣悪化し、深刻な人手不足や事業所の経営難、サービス提供体制の崩壊など、制度の矛盾がさまざまな形で噴出してきました。こうした事態の大もとには、介護保険制度開始前50%だった国庫負担が25%に、さらにその後23%へと引き下げられ、その結果、負担増とサービス切り捨てが繰り返されてきました。

こうした中で、第5期介護事業は全国的に保険料の大幅引き上げとなり、この茂原市も例外ではなく、現行での基準額、年額4万800円が年額5万1000円に、月額でいいますと3400円が4250円に、その差額が年額で1万200円、月額に直しますと850円の引き上げとなりました。むろん引き上げ抑制策として介護保険準備基金や県の財政安定化基金を充当、低所得者対策として介護保険料負担段階区分を7段階8区分から7段階9区分に細分化するなど、努力の経緯はあります。しかし、年金の引き下げ、国保税の負担などとともに、高齢者にとって大きな負担増にはかわりありません。また、介護サービスの内容も料金設定も市町村任せとなり、軽度の介護利用者を介護保険から外すことができるなど、サービスの低下や介護取り上げが危惧される介護予防日常生活支援総合事業は24年度で行うとのことですが、その後は不透明であり、今後の事業を注視していく必要があります。

さらに、今回の改定は、最後まで自宅だという高齢者の願いにこたえる単身高齢者見守り事業、家族介護支援事業、茂原市ほっとみまもり事業等、改善策も含まれていますが、こうした在宅での介護を保障する上でも基盤整備充実は焦眉の課題でもあります。本市では、施設整備拡充への取り組みが予定されていますが、待機者解消に十分とは言えません。高齢者が安心して介護サービスを受けられるためには、介護保険の国庫負担割合引き上げなど、制度の抜本改正が必要であるとともに、本市においては現行の保険料減免制度の充実、利用料の軽減制度の創設が必要です。以上のことから、本案に反対するものであります。

続いて、議案第11号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

75歳という年齢で高齢者を別立ての医療保険に追い込み、サービスを行う本制度は多くの国民の批判を浴び、民主党政権も発足当初は廃止を掲げていました。ところが、廃止どころか国が医療給付の負担増から逃れる目的での税と社会保障一体改革による国保制度の広域化と一体となって計画されるなど、国の負担を国民に肩代わりさせ、痛みを押しつけ、ますます国の責任放棄の方向性が明確になっています。2年ごとの見直しで上昇する保険料や、また、特別徴収といいながらの問答無用の一部年金からの引き落としが問題になっています。保険料負担や

医療負担に耐えられず診療抑制を引き起こしかねない制度、高齢者を年齢で差別する制度は即刻廃止し、高齢者が安心してかかる医療制度の拡充が急務です。本来的には、かつての革新自治体で実施された高齢者医療無料化に向けた努力こそ必要です。国民皆保険を旨とする国において、年齢によって医療保険を区別しているのは日本だけといいます。こうした差別医療制度の存続には反対の立場で、本案件に反対するものであります。

次に、議案第13号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」述べます。

これは、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法であり、自治体の自主性の強化、自由度の拡大を図るため義務づけ、枠づけの見直しがされているもの、こうした中で今回の条例改正は政令、省令等で改廃された条文に沿った改正であり、今までどおりの行政サービスが提供できるとの説明がありました。しかし、民主党が掲げるこの一括法は、保育所の設備や運営において最低基準を投げ捨てる内容であるとして、この間、一般質問で問題提起を行ってきました。また、これまで国民の権利として教育や学習の機会を保障する社会福祉法、図書館法、公民館法、博物館法など、政令、省令で基準等の縛りがあったものが各自治体の裁量で決定でき、行政サービスの後退につながるのではないかと我が党の質問に対し、今後、条例等の制定が生じた場合、本市の実情にあった最適な行政サービスが提供できるよう協議しながら制定したいとの答弁からも、国の基準撤廃が確認できます。こうしたことから、社会保障など、各分野において国の責任で守るべきナショナルミニマム、国民生活の最低保障を放棄し、国民生活を支える行政サービスの後退につながるおそれのある本案件を認めることはできません。よって、本案件に反対するものです。

次に、議案第17号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」述べます。

今回の改正は、財政健全化に伴い、6級以上の職員給与を1%削減し、さらに平成18年度給与構造改革による給与削減の激減緩和措置を段階的に廃止を行うとの内容であります。この改正による影響は1%削減の対象者が140人、影響額は1474万円、削減額の大きい職員で年額約5万6000円、また、経過措置廃止にかかわる対象者は9名で、26年度には対象職員がゼロとなり、終了とのことです。いずれも対象となる職員は40代後半から50代であり、家のローンや子供の教育費など、生活面でもお金のかかる世代です。さらに、財政健全化だけでなく、この間、人事院勧告による給与引き下げが4年連続で行われ、大きなダメージを受けています。また、今国会では、国家公務員の給与を7.8%削減する特例法が可決、成立しました。これは当然地

方公務員にも影響すると思われます。こうした二重、三重のダメージは市職員と家族の生活にとどまらず、地域経済にも打撃を与え、さらには市の税収減へとつながります。こうしたことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第18号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

この改正は、震災特例法に基づき、雑損控除の特例を1年以内から3年以内とする対象期間の延長は当然の改正であります。退職所得にかかる個人住民税の10%の税額控除の特例を平成25年1月以降からの廃止や個人住民税の均等割を平成26年から平成35年の10年間、年額1000円増額するなど、増税案が含まれています。特に東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律では、今後の緊急防災、減災事業の地方負担分を地域住民が広く負担を分かち合うとしています。これは住民1人1000円の強制寄附とも言えるものです。地方の緊急防災、減災事業には、面積、人口、財政力などの違いがあり、個人住民税均等割への課税では地域格差の拡大が生まれます。こうした事業は本来国が責任を持って行うものです。国の不要不急の支出、むだ使いにメスを入れずに地域住民に負担を求める姿勢に問題があります。また、地域とは住民だけではなく企業等の団体なども含まれているのに、法人住民税などには手をつけないなど、地域間格差や不公平を広げる課税であり、当然認めることはできません。よって、本案件に反対するものでございます。

最後に、陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」について述べます。

陳情が求めるものは、人間らしい医療現場の労働であり、そのための職員増員です。せめて諸外国並みの時間設定です。一日の労働時間は8時間以内、次の仕事までの間隔は12時間以上という国際的な水準の実現です。看護師の夜勤時間であれば、1か月間働く日数の3分の1までという考え方を1965年の人事院が示しております。それでいえば、許される夜勤の日数は月間8日です。週休2日の現在であれば、6日です。しかし、夜勤回数はなかなか減らず、月9日以上看護師は全体の4分の1、10日以上の人でも1割です。また、大切な命を守って16時間以上の超長時間勤務が行われているのも日本だけです。次の勤務までの空き時間も異様に短いのも日本の医療現場の実情です。過酷な労働条件の大もとの原因は看護師不足であり、また、その過酷さゆえに年間12万5000人が辞めていくという悪循環を抱えています。医療職員は、仕事の疲れから睡眠不足と慢性的な疲労に悩まされ、明日の労働力の再生さえままならない現状です。こうした状況が安心・安全面から見ても、持続可能な職場でないのは明らかです。この

状態をせめて先進国並みの労働条件にという切実な願いは正当であり、労働基準法との整合性や問題解決の展望も示さず、他の労働現場も厳しいといって労働者同士を対立させるのではなく、労働条件の貧困化競争を改善させ、働くものを守る姿勢を示すのが地方自治体、議会の役目です。本陳情の切なる願意をぜひくみ取っていただき、そして採択を強く求めるものであります。

以上で討論といたします。

○議長（早野公一郎君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「平成24年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成24年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成24年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「茂原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「茂原市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第24号は適任と認めることと決定しました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第3号、第6号から第9号、第12号、第14号、第19号から第20号、第22号から第23号、第25号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号、第6号から第9号、第12号、第14号、第19号から第20号、第22号から第23号、第25号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

陳情第1号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第1号について採決します。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第1号は不採択とすることと決定いたしました。

ここで報告いたします。

本日、市原健二君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理しお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（早野公一郎君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を上程します。

発議案第1号について、提出者市原健二君から提案理由の説明を求めます。市原健二議員。

(24番 市原健二君登壇)

○24番（市原健二君） 提出者を代表し、発議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年4月から議員報酬の引き下げを行っているところでありますが、平成24年度につきましても、市の財政状況をかんがみ、引き続き削減を行うため所要の改正をしようとするものであります。

改正内容としましては、平成24年4月から平成25年3月までの間に支給する議員報酬額について、本年度と同様に一律10%引き下げ、議長については48万5000円を43万6500円に、副議長につきましては43万5000円を39万1500円に、議員につきましては40万5000円を36万4500円にそれぞれ改正しようとするものです。

本会議におきましても慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（早野公一郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早野公一郎君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議
2. 発議案第 1 号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 早野 公一郎 君

副議長 勝 山 颯 郷 君

1 番	飯 尾 暁 君	2 番	前 田 正 志 君
3 番	矢 部 義 明 君	4 番	金 坂 道 人 君
5 番	中 山 和 夫 君	6 番	山 田 きよし 君
7 番	細 谷 菜穂子 君	8 番	森 川 雅 之 君
9 番	平 ゆき子 君	10 番	鈴 木 敏 文 君
11 番	ますだ よしお 君	12 番	田 丸 たけ子 君
13 番	加賀田 隆 志 君	14 番	腰 川 日出夫 君
15 番	伊 藤 すすむ 君	16 番	深 山 和 夫 君
18 番	初 谷 智津枝 君	19 番	三 橋 弘 明 君
20 番	関 好 治 君	22 番	三 枝 義 男 君
23 番	常 泉 健 一 君	24 番	市 原 健 二 君
25 番	田 辺 正 和 君	26 番	金 澤 武 夫 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	理 事	松 本 文 雄 君
理 事 (企画財政部長)	國 代 文 美 君	総 務 部 長	平 野 貞 夫 君
市 民 部 長	中 山 茂 君	福 祉 部 長	古 山 剛 君
経 済 環 境 部 長	前 田 一 郎 君	都 市 建 設 部 長	古 市 賢 一 君
教 育 部 長	金 坂 正 利 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	相 澤 佐 君
企画財政部次長 (資産税課長兼収 税課長事務取扱)	吉 田 正 君	企画財政部次長 (財政課長事務取扱)	麻 生 英 樹 君
市 民 部 次 長 (国保年金課長事務取扱)	森 川 浩 一 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	岡 本 幸 一 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	鳩 川 文 夫 君	都 市 建 設 部 次 長	笠 原 保 夫 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木管理課長事務取扱)	矢 部 吉 郎 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	斉 藤 勝 君
職 員 課 長	山 本 丈 彦 君	企 画 政 策 課 長	十 枝 秀 文 君

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 野 博 志
主 幹	三 橋 勝 美
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（早野公一郎君） これをもちまして、平成24年茂原市議会第1回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後2時48分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年5月10日

茂原市議会議長 早 野 公 一 郎

茂原市議会副議長 勝 山 穎 郷

茂原市議会議員 腰 川 日 出 夫

茂原市議会議員 伊 藤 す す む